

第4回人権賞 受賞者 故・久保田洋(国連人権担当官、1989年ナミビアにて殉職)

【受賞理由】

国連人権担当官として活躍し、1989年ナミビアの人権状況調査のため赴任中に殉職。日本・アジア地域その他国連人権機構の活用不十分な地域で、その活用を啓蒙、指導。また、日弁連及び各弁護士会を指導して、人権活動の国際化に貢献したことに対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

大学時代から人権問題に関心は持っておられたようですが、国連に勤務するようになり、特に1981年から国連人権担当官として、人権委員会、差別防止少数者保護小委員会、現代奴隷制委員会、人権侵害状況検討委員会の事務局を担当されるようになり、また、日本から人権問題についての調査、救済申立てなどのために国連ジュネーブ事務局を訪れる方と会われて日本の人権状況を把握する中で、人権の国際的保障ということに強い関心を持ち、人権担当実務とも関連して、制度的理論的な問題についても関心をもって取り組むようになられたのだと思います。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

日常的に国連職員としての勤務がありましたので、職務上関与した人権問題については比較的資料の入手や研究に適しておられたと言えと思うのですが、それより広い、一般的な国際人権擁護の組織上の問題や先例、理論的問題の研究ということになりますと時間的に窮屈で、勤務終了後自宅で、又は休日に取り組まれることになり、奥さんやご家庭にも負担をかけ、日本での著書出版にあたっては、日本におられるご両親にもご負担をおかけすることを気にしておられたのではないのでしょうか。まあ、国連を訪れる日本の関係者に献身的に便宜を提供され、人権研究者や民間人権団体関係者に、国際人権に関する情報を提供しておられましたが、国連職員としての勤務との関係で一定の制約があり、苦労しておられたのだらうと思います。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

それまでは人権問題への取り組みも、国際人権問題の研究や、日本からジュネーブの国連人権部を訪れる方々へのスポット的な助言でしたが、受賞後は、もう少し幅広い人権啓発の仕事に取り組まれるようになったのではないかと思います。国連大学の助言者になったり、1987年頃明治大学で国際人権法の演習や、法政大学で国際人権法の講義を担当され、民間人権NGOの会合への出席、組織化、人権問題プロジェクトの企画など、積極的な人権活動を展開されたように思います。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況

となっていますか。

研究面では、『実践国際人権法』（三省堂１９８６年）、『入門国際人権法』（信山社出版１９９０年）、『人間の顔をした国際学』（日本評論社１９９０年）、国際人権保障の実施措置』（日本評論社１９９３年）などの著書として結実しました。

実践面では、久保田氏の１９８９年６月２８日のナミビアでの殉職後、それを追悼して１９８９年１２月「ナミビア問題シンポジウム」が開催され、その後も毎年自由人権協会によって国際人権をテーマとした「久保田洋氏メモリアル・シンポジウム」が開催されています。また、１９９４年に開設されたアジア・太平洋人権情報センターには、久保田氏の蔵書によって「久保田文庫」が設けられています。

※Ｑへの回答者 宮崎繁樹（財人権教育啓発推進センター理事長・元明治大学総長）